

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

1. 都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月12日発出）

(1) 基本的考え方

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

都道府県における家庭養育優先原則を徹底し、パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの在り方を検討した上で、必要な体制構築に向けた取組を進めること。

② 親子関係再構築に向けた取組（※相談支援G）

「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」を踏まえ、都道府県が推進役となり、こどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築するため、具体的な取組について計画を策定すること。

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

特別養子縁組等の支援体制の構築に向けた計画を策定すること。

(2) 計画策定にあたっての主な留意事項

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

○各児童相談所に、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを行う担当係、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にを行う専門チームや担当係の配置などの体制整備を検討する。

② 親子関係再構築に向けた取組

- 児童相談所における体制強化。例えば親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援が実施できるような体制を整備すること。
- 児童相談所全体のスキルアップを図るため、親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施等を行うこと。
- 市区町村における支援体制の強化と連携。児童相談所が親子の課題やニーズについて市区町村のこども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映させる。
- 都道府県は親子関係再構築の重要性を関係機関に向けて広く啓発するとともに、親子関係再構築支援方針の実現に向けて市区町村へ支援方策を講じる等の主導的役割を發揮。

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- 特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方について
 - ・家族再統合が極めて困難と判断されたこどもなど、特別養子縁組等の検討対象となるこどもの数を把握すること。
 - ・児童相談所における専門チームや担当係の配置等の体制整備について検討すること。

(3) 必要的記載事項抜粋

※資源の必要量等

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

- ・子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備。

② 親子関係再構築に向けた取組（下線部は年度ごとの定量的な整備目標を設定）

- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
- ・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備
- ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備
- ・ 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 （下線部は年度ごとの定量的な整備目標を設定）

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・ 児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備
- ・ 里親支援センターやフォスターリング機関、乳児院、民間団体等による特別養子縁組の相談支援体制の整備
- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

2. 府の現状と整備・取組方針

(府の主な取組み)

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

☞府では各子ども家庭センターに家庭移行推進チームを置き、特に就学前の児童に対する支援を強化。家庭養育優先原則に基づき、児童のアセスメントや里親マッチング検討を実施。

② 親子関係再構築に向けた取組

- ☞子ども家庭センターにおける各種支援プログラムの実施件数として、令和5年度にCRC親子プログラム（13件）、「安心感の輪」子育てプログラム（3件）、MY TREEペアレンツ・プログラム（7件）、ファミリーカウンセリング（4件）等実施。
- ☞児童相談所職員に対する研修は、家族再統合支援事業周知研修として毎年度1回実施。
- ☞上記研修は、未受講の子ども家庭センター職員全員を対象として実施。

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ☞児童相談所を通じた特別養子縁組成立件数は、令和5年度で7件。
- ☞民間あっせん機関を通じた特別養子縁組成立件数は、令和5年度4件（民間あっせん機関法に基づく居住自治体への縁組成立の届出件数）。
- ☞特別養子縁組等に関する研修を受講した子ども家庭センター職員数は、令和5年度で6名。里親担当児童福祉司の研修として、毎年度新任の里親担当児童福祉司に継続的に実施。
- ☞特別養子縁組適格にかかる、子ども家庭センター所長の家庭裁判所申立体制については、令和2年度の特別養子縁組制度の法改正に伴い、特別養子縁組検討ワーキング会議設置し、体制を整備。現在は特別養子縁組検討事例会議と会議の形を変え、事例の積み上げをふまえ、適切に家庭裁判所への申立が行えるよう体制を整備している。
なお、特別養子縁組適格にかかる子ども家庭センター所長による家庭裁判所への申立については、子ども家庭審議会児童措置審査専門部会に諮問し、その妥当性にかかる答申や、専門的助言を得ている。
- ☞特別養子縁組にかかる支援体制として、特別養子縁組専門のフォスタリング機関に委託（家庭養護促進協会大阪支部）し包括的な支援を行う体制を整備済。

(整備方針)

② 親子関係再構築に向けた取組

☞各種支援プログラムを引き続き実施。

ただし、いずれもケースの状態像を踏まえ、保護者の希望によりプログラムを実施しているため、実施件数を将来的な目標とすることは困難。

子どもと保護者が安心して地域で生活できるよう、市町村をはじめ、親子にかかわる多様な機関や、地域の理解を促進（親子関係再構築の重要性を関係機関に向けて啓発）

施設等からの家庭復帰にあたっては、施設等の親子関係再構築支援にかかるノウハウの積極的活用等、施設や里親との連携を推進。

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

☞特別養子縁組適格性は適切に判断。

☞民間あっせん機関を通じた特別養子縁組について、府所管の民間あっせん機関は令和6年6月現在なし。

☞特別養子縁組等に関する研修を受講した子ども家庭センター職員数は、令和5年度で6名。里親担当児童福祉司の研修として、毎年度新任の里親担当児童福祉司に継続的に実施。

☞実親への同意説明の統一（（8）再掲）

(関係機関等)

- ・子ども家庭センター
- ・里親支援機関、里親支援センター

3. 進捗の自己点検及び評価の方法

評価指標の補足

(評価のための指標例)

資源の必要量項目と同様。また、体制整備を経たうえで、以下の項目も実施

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

- ・ 里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間。

参考：R4年度実績

乳児院・児童養護施設	3年9か月
里親・ファミリーホーム	2年6か月

- ・ 児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況。

参考：

	内 容	目的・効果
H30年度	「家庭移行推進担当*」の設置	家庭引き取りと里親委託を推進
H31年度	「家庭移行推進チーム（家庭養育支援員（非常勤）を含む）」の配置 複数配置となり、里親担当も加わる。	施設入所児童の家庭引き取りと 里親委託の推進
令和2年度	家庭移行推進チームに里親担当1名を増配置 ⇒全センターに里親担当2名配置	里親委託のさらなる推進と里親 支援機関の育成
	家庭移行推進チームに児童心理司の配置	アセスメント強化による家庭移行の促進

*家庭移行推進担当

里親・FH委託児童を担当。ほかに家庭引き取り、里親委託を早期に進める必要がある就学前年齢の施設入所児童を担当し、①家庭引き取り、②家庭引き取りまでに期間を要する場合には里親委託の上で家庭引き取り、③家庭引き取りが見込めない場合には特別養子縁組を目指し、支援等実施。

② 親子関係再構築に向けた取組

- ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数
- ・ 民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数

参考：令和 4 年度実績 …9 件

- ・里親支援センターやフォスタリング機関、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数

参考：令和 5 年度支援機関数… 3（家庭養護促進協会・つむぎ・おひさま）

相談支援件数… 28 件

- ・民間あっせん機関に対する支援、連携の有無